

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 9月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 102号

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
の法律施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施
行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律施行細則（平成18年名古屋市規則第 107号）の一部を次のように改正する。

第 9条及び第16条中「第 5条第23項」を「第 5条第24項」に改める。

第 1号様式（表）中

日中活動系	☐ 療養介護	☐ 自立訓練（機能訓練）	を
	☐ 生活介護	☐ 自立訓練（生活訓練）	
		☐ 宿泊型自立訓練	
		☐ 就労移行支援	
		☐ 就労移行支援（養成施設）	
		☐ 就労継続支援（A型）	
		☐ 就労継続支援（B型）	

訓練系・就労系 日中活動系	☐ 療養介護	☐ 自立訓練（機能訓練）	に改め、同
	☐ 生活介護	☐ 自立訓練（生活訓練）	
		☐ 宿泊型自立訓練	
		☐ 就労選択支援	
		☐ 就労移行支援	
		☐ 就労移行支援（養成施設）	
		☐ 就労継続支援（A型）	
		☐ 就労継続支援（B型）	

様式（裏）中「80万円」を「 809,000円」に改める。

（名古屋市身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第 2条 名古屋市身体障害者福祉法施行細則（昭和40年名古屋市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1項第 1号中「同条第13項に規定する」の次に「就労選択支援（以下「就労選択支援」という。）、同条第14項に規定する」を加え、「同条第14項」を「同条第15項」に改め、同項第 2号中「宿泊型自立訓練」の次に「、就労選択支援」を加え、同項第 3号中「同条第17項」を「同条第18項」に改める。

（名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則の一部改正）

第 3条 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例施行細則（平成元年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「55人と」の次に「、就労選択支援にあつては10人と」を加える。

第 8条第 2項第 2号中「第 5条第23項」を「第 5条第24項」に改める。

（名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則の一部改正）

第 4条 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則（平成 18年名古屋市規則第 151号）の一部を次のように改正する。

附則第 3項中「同条第17項」を「同条第18項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7年10月 1日から施行する。ただし、第 1条中名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第 1号様式の改正規定（「80万円」を「809,000円」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第 3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。